別紙３－２

諸謝金基準単価表

委託事業の経費の積算にあたっては、以下で定める諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※　基準単価は、積算にあたっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に定める単価（以下「規定単価」という。）など、別に根拠となりうる単価がある場合においては、それらを用いて積算することも可能であるが、高額とならないように配慮し、合理的な単価を設定すること。

※　規定単価が基準単価を下回る場合には、規定単価を適用すること。

※　以下で示す区分以外の諸謝金の計上を妨げるものではない。

諸謝金基準単価

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 単 位 | 金 額（円） | 備　考 |
| 会議出席謝金 | 日 | １４，０００円 | 実働２時間以上 |
| 会議出席謝金 | 時間 | ７，０００円 | 実働２時間未満 ※１ |
| 講演謝金 | 時間 | １１，５１０円 | ※１ |
| 実技・指導等謝金 | 時間 | ５，２００円 | ※１ |
| 作業補助等労務謝金 | 時間 | １，０７２円 | 会場整理など ※２ |
| 対談・座談会出席謝金 | 日 | １６，７１０円 | 実働２時間以上 |
| 対談・座談会出席謝金 | 時間 | ８，３６０円 | 実働２時間未満 ※１ |

※１　時間単価を適用する場合の支払い単位は1時間とし、端数については30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとすること。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

※２　実働時間分のみで算出し、切上処理不可。小数点第2位以下切り捨て。

　　　例）1時間15分勤務した場合　1.25時間の小数第2位を切り捨てし1.2時間として計算する。

　　　　　よって　1.2（時間）×1,072円＝1,286円